

# 瀬戸内海国立公園（山口県地域）の公園計画の変更に関する パブリックコメントの実施結果について

## 1．概要

平成24年10月1日（月）から10月30日（火）までの間、今回の変更に対する国民の皆様からのご意見を募集した結果について公表します。

また、中央環境審議会自然環境部会自然公園小委員会においても、これらの結果を報告します。

## 2．変更に対する国民からの意見募集の結果

### 【意見提出数】

- ・電子メールによるもの 4通

### 【整理した意見総数】

- ・今回の変更案に係るもの 12件

### 【ご意見と対応方針】

資料1のとおり

## 3．今後の予定

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| 平成24年12月 | 中央環境審議会に変更案を諮問           |
| 平成24年12月 | 中央環境審議会より答申              |
| 平成25年2月  | 中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示 |

## 瀬戸内海国立公園（山口県地域）の公園計画の変更に関する

## パブリックコメントの実施結果

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
1	ニホンアワサンゴは東アジア海域の固有種であるが、日本本土海域を中心に分布をなしている。また、本土温帯海域では広く確認されているが、いずれの海域においても分布密度は低い。そのため、本種の高密度群落は貴重であり、近年、本种群生域が確認された山口県大島郡周防大島町の地先海域を海域公園地区に指定し、その保全を図ることは種保全学的から意義が高く、喜ばしいことである。	4	変更案について御理解をいただき、ありがとうございます。
2	当該海域においては採捕規制が必要と考える。いまだ十分な生物相調査がなされていない海域であり、未発見の希少種などが存在する可能性が高いものと思われる。単に事前調査において出現した種を羅列するだけでなく、普通種であっても当該海域の生態系を構成する主要な種、希少種、希少群集の構成種、経済的な価値が高く採捕の被害に遭いやすい種、多数のダイバー等による海底の攪拌や濁質の舞い上げにより生息が脅かされることが予想される種などを網羅し、場合によっては未発見種の保全にも役立つよう、種ではなく属あるいは科レベルの指定を行うなど、リストの作成には十分に配慮をいただきたい。	3	海域公園地区の採捕規制動植物種の指定については、公園計画の変更とは別に告示するものとされており、地区によっては属又は科レベルの指定を行っている場合もあります。 今回指定する予定の瀬戸内海国立公園の海域公園地区に係る指定種の選定に当たっては、昨年度までに実施した調査結果を踏まえ、想定される利用による影響や関係者のご意見も勘案し、海域公園地区の景観を構成する上で重要な種を選定して参ります。
3	海域公園指定後は、素晴らしい自然環境が持続的に利用され、有効な保護策が実施されるよう、海域公園周辺にビジターセンター機能やボランティアグループの拠点機能を持った施設を整備してほしい。	2	ご指摘の点は、海域の保全と適正な利用を推進する上で重要であるため、貴重なご意見として承り、今後、その必要性について関係者と十分な調整を図りつつ、検討して参ります。
4	サンゴが生息する浅海域の環境の安定性は、その後背にある陸域の安定性によるところが大きいため、海域公園地区と接する海岸の後背陸域を広く普通地域として公園区域を拡張されることが望ましい。	1	ご指摘の点は、今後の公園区域及び公園計画の点検において検討致します。
5	周防大島から上関沖にかけては、良好な自然景観が残されているため、調査区域を広げ、上関沖まで広域に公園計画を変更してほしい。	1	海域公園地区は国立公園の海域の中でも優れた海域の景観を保護するとともにその適正な利用を図る必要がある地区を指定するものです。 今回指定する以外の瀬戸内海国立公園の海域についても、優れた景観要素の有無や、国立公園としての海域の利用の有無などを総合的に踏まえて検討を進めて参ります。
6	国内のみならず世界的にサンゴは減少の一途をたどっており、また、群集や群落の安定性も乏しくなっている。そのため、貴重な群集を保全するためには、定期的な監視が必要である。 現在、環境省では、国内のサンゴ群集の監視と変化を把握するためのモニタリングサイト1000プロジェクトを実施しており、山口県大島郡周防大島町の海域公園地区も早急にサイトに加え、監視を図る必要がある。	1	モニタリングサイト1000サンゴ礁調査は、サンゴ群集の分布状況に加え、当該サンゴ群集について研究者、研究機関又は地方公共団体が継続的に調査を実施している場所又はそのような調査が実施できる体制を有する場所から選定しています。当該海域公園地区をモニタリングサイトに追加することは現時点では困難ですが、サンゴ群集に関する監視については、関係者と連携して海域公園地区の適正な管理を検討して参ります。